

令和3年度 第2回総合事業説明会 Q&A

資料15

		質問	回答
1		変更前は訪問型サービスBを利用する場合でもケアマネジメントAまたはCを選択できたが、変更後はマネジメントCのみで良いのでしょうか。	変更後も、ケアマネジメントAまたはCが対象になります。
2	ケアマネジメント	ケアマネジメントBのサービス終了月開催の地域ケア会議の参加メンバーについて再度確認をさせていただきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者 ・高齢者総合相談センター(プラン担当職員) ・東京都短期集中予防サービス強化支援事業モデル実施事業所 ・第二層生活支援コーディネーター ・高齢者福祉課職員 ※詳細はホームページ掲載「令和3年度第1回介護予防・日常生活支援総合事業説明会」の資料をご参照ください。
3		新規3か月の縛りは無くなったのでしょうか。	3か月という期間ではなく「認定の有効期間に配慮しつつ、目標達成に必要な期間」となりました。
4		新様式の書き方等の説明をして欲しいです。	今後ホームページまたはケア倶楽部への掲載を検討いたします。
5		A2とA4の同月併用不可について、今までは「月の途中で変更する場合は除く」となっていましたが、今回の資料には記載されておらず、口頭での説明もなかったと思います。令和3年度からどのような対応でしょうか。	令和3年度以降も取り扱いは変わりません。
6	訪問型サービス	訪問介護による家事援助の担い手(受けてくれる事業所)が少ないように感じます。	本区の総合事業では、としまいきいき訪問サービス(A4)、生活支援お助け隊(B)にて生活援助、家事援助のサービスを提供しております。特に生活支援お助け隊では、区が実施する家事援助スタッフ育成研修を通じて介護人材の確保を図っておりますが、今後は受託事業所の拡充についても積極的に検討してまいります。
7		訪問型サービスの事業所が少ないように感じます。	訪問型サービスの指定事業所は区内に一定程度ありますが、一部事業所では利用枠等との兼ね合いもあり、事業対象者の受け入れに消極的になっている状況も把握しております。区としましては、家事援助スタッフ育成研修を通じて介護人材の確保を図っていきながら、訪問事業者がより多くの事業対象者を受け入れてもらえるようサービスの提供環境を整えてまいります。
8		総合事業の訪問時間ある程度明記していただきたいです。	総合事業に関しては時間ではなく回数によるサービス提供です。
9	その他	A4従事者に区研修修了者は何名いて実際何名の方が働いているのでしょうか。A4サービス利用者に対して何パーセントが修了生によりサービス提供を行っているのでしょうか。介護職員によるサービス提供が多いのであれば、処遇改善加算の算定を認めるべきだと思います。	区の研修修了生の就労率は毎年30パーセントです。利用者に対して何パーセントが修了生によるサービス提供かは未調査です。今後就労率が上がるように区としては研修内容の見直し等を行っていきます。処遇改善加算に関しては、A4は定額のため処遇改善加算の算定はできませんが、A2(有資格者従事サービス)と同等の単位設定をさせていただきます。
10		入浴できるサービス(要支援者)が少なくなってしまったため、本当にサービスが必要な時に調整するのが難しいです。	総合事業は身体機能の維持・向上を目的の一つとしているため、入浴サービスの利用については従来の介護予防通所事業に限られております。ただ、地域に入浴支援についてのニーズがあることは把握しておりますので、区としても生活支援策の一環で何か施策化ができないか研究してまいります。